

成田市利用者支援事業（基本型）実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第59条第1号の規定に基づき、一人一人のこどもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、こども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。）及び地域の子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下「子ども・子育て支援事業」という。）等を円滑に利用することができるよう、必要な支援を行うために実施する成田市利用者支援事業（基本型）（以下「利用者支援事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第2条 利用者支援事業の実施主体は、市とする。ただし、市長が適切な事業運営を確保できると認める民間事業者等に事業の運営の全部又は一部を委託することができるものとする。

（事業の内容）

第3条 利用者支援事業は、法第59条第1号の規定に基づき、次に掲げるものとする。

- (1) 利用者のニーズを個別に把握し、当該ニーズを基に情報の収集及び提供、相談その他の支援を行うことにより、当該利用者が教育・保育施設又は子ども・子育て支援事業を円滑に利用することができるようすること。
- (2) 教育・保育施設又は子ども・子育て支援事業を行う関係機関との連絡、調整及び連携を行うこと。
- (3) 教育・保育施設又は子ども・子育て支援事業を行う関係機関との協働の体制づくりを行うこと。
- (4) 地域の子育て資源（子育てに関するあらゆる取組み、サービス等をいう。）に対する支援、子育てに係る地域の課題の発見及び共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めること。
- (5) 市内全地域の子育て支援に関する情報を収集し、発信すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、利用者支援事業を円滑に実施するために必要な業務

（実施場所）

第4条 利用者支援事業は、成田市子ども館なかよしひろば、成田市三里塚なかよしひろば及び成田市公津の杜なかよしひろばにおいて実施する。

(実施日時)

第5条 利用者支援事業の実施日時は、次のとおり定める。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

(1) 実施日

ア 成田市子ども館

毎月第3水曜日並びに1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで（以下「年末年始の休日」という。）を除く日

イ 成田市三里塚なかよしひろば

月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（1月1日を除く。以下「祝日法による休日」という。）に当たるときは、火曜日とする。）及び年末年始の休日を除く日

ウ 成田市公津の杜なかよしひろば

毎月第4月曜日（その日が祝日法による休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い祝日法による休日以外の日とする。）及び年末年始の休日を除く日

(2) 実施時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで

(3) その他

上記（1）及び（2）の規定にかかわらず、会議等の開催もしくは参加の際は、適宜その必要な時間について対応すること。

(事業を利用できる者)

第6条 利用者支援事業を利用できる者は、本市に住所を有する未就学児及びその保護者等（本市に住所を有する妊婦及びその配偶者を含む。）とする。ただし、市長が適当と認めるときは、この限りでない。

(職員の配置等)

第7条 事業の実施にあたり、専任の職員（以下「利用者支援員」という。）を1人以上配置するものとする。

2 前項に定める利用者支援員は、次の各号いずれにも該当する者とする。

(1) 「子育て支援員研修事業の実施について」（令和6年3月30日付けこ成環第111号、こ支家第189号こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」（以下「子育て支援員研修事業実施要綱」という。）別表1に定める「子育て支援員基本研修」に規定する内容の研修（以下、「基本研修」という。）及び別表2-2の1に定める子育て支援員専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」に規定する内容の研修（以下「基本型専門研修」という。）を修了している者とする。

(2) 相談、コーディネート等の業務内容を必須とする業務で市長が認める業務に従事している期間が次のア又はイのいずれかの年数以上であること。

ア 保育士、社会福祉士、その他対人援助に関する有資格者の場合 1年

イ ア以外の者の場合 3年

3 実施主体(委託先を含む。以下同じ。)は、第1項に規定する職員のほか、業務を補助する職員を配置することができる。

(利用料等)

第8条 利用者支援事業の利用料は、徴収しないものとする。ただし、材料費等の実費についてはこの限りでない。

(利用の制限)

第9条 利用者支援事業実施者は、次のいずれかに該当するときは、事業の利用を制限することができる。

(1) 事業の実施場所の管理上支障があるとき

(2) 事業利用者が感染症その他の疾病に罹患しているとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が事業の利用を不適当と認めるとき

(関係機関との連携)

第10条 実施主体は、教育・保育施設、子ども・子育て支援事業を実施している機関、地域における保健、医療及び福祉に係る行政機関、民生委員・児童委員、医療機関等と連携を密にし、利用者支援事業が円滑かつ効果的に行われるよう努めるものとする。

(守秘義務)

第11条 利用者支援事業に従事する者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、利用者支援事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年11月25日から施行する。